

第二回館山市議定会定例会會議録（第一号）

昭和四十五年六月招集

第二回館山市議会定例会会議録（第一号）目次

日 時	五
場 所	五
出席議員	五
欠席議員	六
出席説明員	六
出席事務局職員	七
議事日程	七
開 会	八
出席説明員の報告	八
議案の配付	九
会議録署名員の指名	九
会期の決定	一〇
提案理由の説明	一〇
議案の上程（報告第三号、第四号）	一四

議案の内容説明	一五
議案の上程（議案第四十五号）	一七
議案の内容説明	一八
議案の上程（議案第四十六号）	一八
議案の内容説明	一九
議案の上程（議案第四十七号）	二〇
議案の内容説明	二〇
議案の上程（議案第四十八号）	二一
議案の内容説明	二一
議案の上程（議案第四十九号）	二二
議案の内容説明	二二
議案の上程（議案第五十号）	二五
議案の内容説明	二五
議案の上程（議案第五十一号）	二六
議案の内容説明	二六
議案の上程（議案第五十二号、五十三号）	三一
議案の内容説明	三一
議案の上程（議案第五十四号）	三二

議案の内容説明	三三
議案の上程（議案第五十五号）	三四
議案の内容説明	三五
議案の上程（議案第五十六号）	三八
議案の内容説明	三八
議案の上程（議案第五十七号、五十八号）	四一
議案の内容説明	四一
延　　会	四五
本日の會議に付した事件	四六

第二回館山市議會定例会會議錄（第一号）

昭和四十五年六月招集

一、昭和四十五年六月九日（火曜日）午前十時

一、館山市議會本會議場

一、出席議員 二十六名

- | | |
|-----------|-----------|
| 一番 吉田勇治郎 | 三番 嶋田石蔵 |
| 四番 伊賀多朗 | 五番 藤田益治 |
| 六番 磯辺博 | 七番 白熊盛太郎 |
| 八番 黒川正 | 九番 三幣勇 |
| 一〇番 西村真次 | 一一番 菊井敏博 |
| 一四番 速山ヨネ子 | 一五番 石井正 |
| 一六番 五十嵐昇 | 一七番 江田徳太郎 |
| 一八番 安西益男 | 一九番 島野茂樹郎 |
| 二〇番 中村省吾 | 二二番 小沢恵太郎 |
| 二三番 飯田義男 | 二四番 田中禎郎 |
| 二五番 田村源治郎 | 二六番 秋山六三郎 |

二七番 安沢 徳順

二八番 望月 照正

二九番 鈴木 市蔵

三〇番 山口 康

一、欠席議員 二名

二番 石井 輝久

一二 小柴 孝

一、出席説明員

市長 本間 謙

助役 畠山 伝

収入 役 高木 哲三

秘書課長 太田 博雄

人事課長 小沢 正治

企画課長 伊藤 幸太郎

庶務課長 小倉 澄男

財政課長 長谷川 広治

市民課長 佐野 甲子郎

調査課長 越路 良夫

収納課長 横溝 功

農産課長 石井 謀

水産課長 谷貝 茂生

商工観光課長 山田 俊康

土木課長 飯田 治男

建築課長 池田 春雄

衛生課長 牧野 喜一

保健課長 網島 憲治

水道課長 大嶋 重義

福祉事務所長 齊藤 武男

市民センター館長 羽山 房雄

診療所事務長 吉岡 政雄

消防 長 星野 清之助

消防本部次長 岩田 政実

教育 長 高木 正

教育委員会 長 汐崎 政光

庶務課長

一、出席事務局職員

教育委員長 吉田 隆夫
 学校教育課長 小宮 義夫
 社会教育課長 石原 齊
 監査事務局長

教育委員会 川上 賢爾
 保健体育課長 鈴木 力
 選挙管理委員長 岩崎 一郎
 農業委員會長
 事務局長

事務局長 高梨 清一
 書記 兵藤 恭一
 書記 渡辺 弘
 書記 木高 松雄
 事務局長補佐 高尾 豊
 書記 錦織 睦子
 書記 川上 義雄

一、議事日程（第一号）

昭和四十五年六月九日午前十時開議

日程 第一 会議録署名員の指名

日程 第二 会期の決定

日程 第三 報告第三号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について
 報告第四号 昭和四十四年度館山市繰越明許費繰越計算書の報告について

日程 第四 議案第四十五号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 第五 議案第四十六号 昭和四十五年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

日程 第六 議案第四十七号 館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第七 議案第四十八号 館山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第八 議案第四十九号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第九 議案第五十号 利率等の年利建て移行に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第十 議案第五十一号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第十一 議案第五十二号 簡易水道事業の給水区域の変更について

議案第五十三号 館山市水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第十二 議案第五十四号 館山市署名登録条例の制定について

日程第十三 議案第五十五号 館山市交通遺児手当支給条例の制定について

日程第十四 議案第五十六号 館山市豊厚育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第五十七号 昭和四十五年度館山市一般会計補正予算(第二号)

日程第十五 議案第五十八号 昭和四十五年度館山市簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

開 会

午前十時十三分 開 議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十三名、これより第二回市議会定例会を開会いたします。

出席説明員の報告

- 議長 (西村真次君) 本定例会の議案審議のため、地方自治法第二百一十一条の規定による出席要求に対し、本間市長、島山助役、高木収入役、太田課長、長谷川課長、小倉課長、小沢課長、山田課長、池田課長、飯田課長、石井課長、佐野課長、越路課長、横溝課長、斉藤所長、大嶋課長、伊藤課長、谷貝課長、牧野課長、網島課長、羽山館長、鈴木書記長、石原局長、岩崎局長、吉岡事務長、星野消防長、岩田次長、高木教育長、汐崎課長、吉田課長、小宮課長、川上課長以上の者が出席する旨の報告がありました。

議案の配付

- 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

- 議長 (西村真次君) 日程第一、会議録署名員の決定を行ないます。
本定例会の会議録署名員に九番議員三幣勇君、二〇番議員中村省吾君以上両君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会期の決定

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本定例会の会期につき議会運営協議会の意見は本六月九日より六月十二日までの四日間ということであります。おはかりいたします。会期を四日間と定めまことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて会期は六月九日から六月十二日までの四日間と決定いたしました。

この際おはかりいたします。季節も追々と炎暑の候となりますので、当分の間略衣により会議を行ないたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決しました。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

○ 議長 (西村真次君) これより本定例会の案件につき市長の説明を求めます。本間市長。

(市長本間護君登壇)

○ 市長 (本間 護君) 開会にあたりまして、議案説明並びにごあいさつを申し上げます。

本日、六月定例会市議会を招集し、当面する諸案件について御審議をお願いすることとしました。その前に一言お喜びのことばを申し上げたいと存ずる次第でございます。ただいま全国市議会から吉田議員さん、田中議員さん、安沢議員さんがそれぞれ栄ある永年勤続表彰の光栄に浴され、また西村議長さんには国会対策委員として日頃の御功績に対する感謝状がそれぞれ伝達されましたことは、館山市の名誉と存ずる次第であります。ここにあらためてお喜びを申し上げます。今後の御活躍をお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしました案件は報告二件並びに各種条例案、一般会計補正予算、その他付帯議案等十四件であります。その概要につきまして御説明いたします。

まず、報告関係といたしまして、財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出であります。これは市が公社に出資と損失補償をしている関係から法の規定により、その経営状況を説明する書類を議会に提出し、これら経営の適正な執行及び効果について報告しようとするものであります。

また繰越明許費繰り越し計算書の報告であります。昭和四十四年度漁民住宅建設事業については、去る三月定例会市議会において議決を得ました繰り越し明許費の繰り越し計算書について報告するものであります。

次に、新条例の制定関係であります。御承知のとおり交通による悲惨な事故が年々増加の一途をたどっているわけであり、本市におきましては、議会の議決をいただき交通安全都市宣言とともに、交通傷害保険制度あるいは専門の交通係を設けるなどこれに対処して参りましたが、今回さらに交通事故により保護者を失った遺児あるいは保護者が廃疾となつた遺児を対象として、これら遺児をいたわり、励まし将来に希望を与えそして健全に育ててもらいたいという願

をこめて月わずか千円ではありますが、これを就学するまで支給する目的で館山市交通遺児手当支給条例を制定しようとするものであります。

次に、地域開発の一環を兼ね酪農振興のために乳牛育成牧場を設置して、広く市内酪農経営者に利用させ、経営の合理化をはかるため昭和四十三年度から五カ年計画で豊房地区山林に建設中でありました牧場の一部が完成しましたので、公の施設としまして法の規定によりこれが設置及び管理に関する条例を制定するものであります。なお、同牧場の設置に伴つて市の付属機関として豊房育成牧場運営委員会を設置する件及び同委員に対しての報酬に関する条例も合わせて改正しようとするものであります。

次に、市民の権利保護という意味におきまして、館山市署名登録条例を制定しようとするものであります。これは市民の私有財産の財産の贈与、相続に關する筆跡鑑定をめぐつて正当の権利者がいろいろと不利益の立場におかれてゐる現状にかんがみ、希望する市民の署名を登録し、必要に応じて謄本を交付することにより市民保護に資するものであります。

次に、条例の改正関係としまして、市税条例の一部改正であります。今回自治省から身体障害者に対する軽自動車税等の減免について通達があり、これにそつて市税条例中、身体障害者に対する軽自動車税の減免の範囲を拡大し、身体障害者について税制上の配慮を加えようとするものであります。

さらに、第六十三国会において利率等の年利建て移行に関する法律が制定されました関係で市税条例に規定する延滞金の計算にあたり、従来の日歩建てを年利建てに改めようとするものであります。

次に、国保条例の一部改正であります。これは昭和四十五年度にかかわる課税総額について算定した結果、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について改正をしようとするものであります。合わせて地方税法施行令の改正に伴い低所得者に対する国保税軽減に対する処置、その他条例の整備をはかるうとするものであります。

次に、昨年四月以降据え置きになつておりました議員報酬につきましては、常勤特別職及び一般職員の給与改訂及び県下各市との均衡並びに経済情勢の変動などを考慮し、これが改訂の必要があり、特別職報酬等審議会の答申もありましたので、本年六月一日から改正しようとするものであります。

次に、本年三月市議会の議決を経ました西部簡易水道にかかわる給水区域のうち坂田地区につきましては国庫補助金の関係で既設の西岬簡易水道の給水区域とする議決の変更及び水道の設置及び管理に関する条例を改正しようとするものであります。

このほか、本年六月に支給する期末手当の特例の条例の制定、先ほど市税条例の関係でも申し上げましたが、利率等の年利建て移行に関する法律の施行に伴つて本市の関係条例を改正する条例の制定、本市の付属機関であります中小企業融資委員会の委員の定数をふやすための条例の改正及び水道課新設に伴う防災会議条例の改正などがあります。

次に、予算関係といたしまして、一般会計補正予算第二号であります。歳入歳出予算補正といたしまして、今回一千万円の追加をお願いいたすわけでありますが、この歳出のおもなるものは、議会費関係といたしまして、議員報酬の引き上げに伴う経費四百一十一万八千円、民生費関係といたしまして広瀬及び西の兵青年館建設工事費及び備品費四百六十二万八千円、交通遣兎手当費として十万円、農林水産業関係といたしまして、豊房育成牧場の設置に伴う関係経費として百十六万六千円がおもなものであります。

その財源としまして、青年館建設に伴う県補助金百三十万円及び地元寄付金二百二十二万八千円、牧場収入として百四十四万円、その他特定財源として一万九千円、他を一般財源により充当しようとするものであります。

次に、簡易水道事業特別会計補正予算第一号であります。歳入歳出予算補正といたしましては、西岬簡易水道にかかわる波左間第一号井戸の水中ポンプ等据えつけ工費として五十三万一千円を計上し、この財源としまして、前年度繰り越し金を充当しようとするものであります。

なお、一言つけ加えて御報告申し上げますが、かねがね交通事故に対する救急活動に対して市民各位のあたたかい御協力を感謝いたしている次第であります。このたびこれらの善意と御協力に感謝の微意を表したく、さらに人命尊重という大きな観点からも市内において発生した交通事故による負傷者を救護もしくは搬送または事故を通報した方々に對し、報償金を贈与することにより一ときを争う交通事故による負傷者の救護活動を促進し、交通安全宣言都市として恥じない交通道德の高揚をはかるために報償金贈与規則を制定することいたしました次第であります。

以上をもちまして、簡単ではございますが、詳細につきましては、関係課長をして御説明申し上げますので、よろしく御検討をさりまして、御決定をいただきたいと存する次第でございます。以上、申し上げます、ごあいさつ並びに提案理由の説明いたします。どうも失礼いたしました。

○ 議長 (西村真次君) この際議事についておはかりいたします。日程第三報告第三号から日程第十五議案第五十八号までの各議案は、本日はこれが内容説明を求めたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。これより順次説明を求めます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、報告第三号財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について、報告第四号昭和四十四年度館山市繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括議題いたします。

(書記朗読)

報告第三号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について
報告第四号 昭和四十四年度館山市繰越明許費繰越計算書の報告について

議案の内容説明

○ 企画課長（伊藤幸太郎君） 報告第三号につきまして内容につきましての御説明を申し上げます。

まず最初に、四十五年度つまり第六期の事業計画につきましての御説明を申し上げます。昭和四十五年度財団法人館山市開発公社事業計画昭和四十五年度分でございます。まず事業の内容を分けまして、新規分と継続分に分けてございます。まず新規分といたしましては、受託土地あるいはまた受託建物、これは市立図書館等の建設事業、それからさらに受託舗装といたしまして市道の舗装事業、これは先に申し上げましたと同様市の債務負担行為によるもの受託事業でございます。次に分譲土地でございますが、長須賀の団地の造成事業の一部、それからさらに新規の青柳団地の造成事業等でございます。それから建物といたしましては、四十五年度におきまして公社の庁舎の建設を一応計画いたしました。以上、新規分といたしまして予定いたしました事業の総額が三億九千七百一十四万一千円という数字を予定してございます。

次に、継続分でございますが、前年度からの引き継ぎの事業でございます。同じく受託土地あるいはまた建物、あるいは分譲土地等でございます。その合計が一億四千二百六十七万九千円というような計画を一応樹立したわけでございまして、四十五年度の公社の事業計画といたしましては、合計額にもございますとおり、五億三千九百八十二万というような事業費を一応予定したわけでございます。細かい内容につきましては、この表によつて御了承いただきたいと思います。

思います。

次に、財団法人館山市開発公社の事業決算でございます。これは昭和四十四年度の四月一日から四十五年三月三十一日までの第五期分でございます。この決算書につきまして概要を申し上げます。四十四年度におきますところの事業の概況でございますけれども、ここにも記載してございますとおり、まず長須賀住宅団地の分譲をいたしました。それからさらに県からの委託によりまして、安房支庁の建設用地の取得造成事業、それからさらに館山幼稚園の建物関係では市の買収によりますもの五百八十三万円、それからブルトーザーの関係で二百四十二万円の収入、いろいろございますが、その売り上げ総利益金が四千三百四十八万という結果に相なつたわけでございます。そういったしまして、それとの関係経費等を差し引きまして、純利益金がここにも書いてございますように千二百八十六万円というように黒字の事業ということで三月三十一日で閉じたわけでございますが、この利益につきましては、昨年度の期末におきまして七百四十六万四千四百円の赤字が繰り越されておりますので、これを差し引きいたしましたして、当期末処理利益分といたしまして、五百四十万六千五百五十四円というように実質上の黒字繰り越しということに相なつたわけでございます。この繰り越し金につきましては、四十五年度の次期繰り越し利益として処理いたしたいというふうなことで考えておるわけでございます。

この決算につきましては、終りに添付してございますとおり、監査委員の監査の報告が付されておりますので、御参照いただきたいと思います。たいへんどうも簡単でございますが、以上が四十四年度におきますところの開発公社の決算の概況でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○ 財政課長（長谷川広治君） 報告第四号について御説明を申し上げます。

民生住宅建設事業にかかわります繰り越し明許費の繰り越し計算書の報告でございます。ここにございます地方自治法施行令第四百十

六条第二項の規定によりまして、別表のような計算書を議会に報告するという規定になつておりますので、御報告を申し上げる次第でございますが、表は土木費の中の項として住宅費、事業名といたしまして漁民住宅建設事業、総金額が五千七百十三万九千円でございますが、わき水等のために工事の五〇%程度を繰り越しましたので、翌年度に繰り越したいとします額が三千二百七十万六千円ということになります。この繰り越しをいたしました経費の財源はその右側の財源内訳のとおり、国、県の支出金、そのほかに地方債、それと合わせまして不足額を一般財源から八百七十七万九千円を使用いたしましたして、繰り越した総額を四十五年度において実施したいということの計算書の内容でございます。なお、繰り越しににつきましては、本年度の三月の議会におきまして、予算補正で繰り越し明許費は御決議をいただいたわけでございます。その内訳と申しますか、計算書を御報告を申し上げる次第でございます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四、議案第四十五号非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第四十五号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 人事課長 (小沢正治君) 議案第四十五号について御説明申し上げます。

非常勤の特別職の職員にかかる報酬及び費用弁償に関する条例改正でございますが、改正は別表第一号表中の改正と二号表と二種類でございます。一号表につきましては、先ほど市長から概要を説明申し上げましたように議員の報酬、議長「五万五千元」を「六万八千元」に、副議長「四万七千元」を「五万八千元」に、議員「四万円」を「五万円」に改訂いたしました。六月一日から実施したいということで去る五月二十九日に市の特別職報酬等審議会に諮問いたしましたわけでございます。六月三日づけをもちまして市長諮問原案のとおり改訂を妥当とする全会一致の答申を得ましたので、その答申のとおり改訂いたしたいというものでございます。

それから、別表第二号表につきましては、別途に上程されております条例関係、館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例、それから附属機関の設置に関する条例の改正と関連いたしました。豊房育成牧場の円滑な運営を期するために育成牧場の運営委員会が設置されるという案でございますので、この運営委員会の委員の報酬を日額千円と定めたい。その関係の二号表と申しますのは、非常勤の特別職の中で日額報酬の関係でございますので、その欄にこの育成牧場運営委員会委員を加えまして、その効力発生ときは、館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の効力発生るときと同じくしたいというものでございます。以上であります。

○ 議長（西村真次君） 日程第五、議案第四十六号昭和四十五年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定
についての議題といたします。

（書記朗読）

議案第四十六号 昭和四十五年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

議案の内容説明

○ 人事課長（小沢正治君） 議案第四十六号について御説明申し上げます。

昭和四十五年六月に支給する期末手当の特例に関する条例制定でございます。第一条から第五条までのわりあい長文の規定になつておりますが、要するに期末手当を支給できます職員、一般職及び市長、助役、収入役、教育長をして議会の議員に對しまして、一般職につきましては、給料プラス扶養手当に對しまして従前二カ月分を支給して参つたわけでございますが、今回は特に二カ月分と一律九千円を支給いたしました。従前の取り扱いといたしまして、一般職を基準に市長が決定いたしましたしてそれにすべて他の職もならうという方向を取つておりましたので、市長、助役、収入役、教育長及び議会の議員につきましても、一般職と同様に給料及び報酬の二カ月分一律九千円を加えた額を支給したいという特例でございます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第六、議案第四十七号館山市附屬機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第四十七号 館山市附屬機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 人事課長 (小沢正治君) 議案第四十七号について御説明申し上げます。

附屬機関設置条例の一部改正でございますが、別表の館山市中小企業融資運営委員会の項中「六人」を「十二人以内」に改めると申しますのは、構成の定数でございます。今までこの委員会の委員は六人という規定でございますが、これを倍の十二人以内に改めたいというものでございますが理由といたしましてはこの中小企業の融資を受けます中小企業の方々が市が指定しております金融機関ではなくそれぞれの利用しやすい金融機関で取り扱えるように取りはからつて参りたいという趣旨でございます。その関係上、一人でも取り引き銀行が他にあつた場合、その銀行の代表者の方にもこの委員になつていただきたいという関係と、それからさらに知識経験者を含めまして六人編成を十二人以内の編成で構成して参りたい。そしてさらに知識経験者につきましては、任期を二年と定めたいというものでございます。

それから、次の館山市豊房育成牧場運営委員会でございますが、別途に上程されます豊房育成牧場の設置及び管理に
関する条例が施行されますと、この育成牧場の円滑な適正運営を期するために、この運営に関する重要な事項につきま
しては、やはり専門家の方、知識経験の方たちに市長から重要事項につきましては、調査、審議をお願いいたしまして、
その答申を受けて対処をして参りたいというように考え方から構成をここにございます各それぞれの職にございませ
ぬを五名と、知識経験者十名で編成いたしましたして、知識経験者につきましては、任期を二年と定めたいという考え
方でございます。したがって、こちらのほうは豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の施行される日から施行する
ということにいたしたいわけでございます。以上、簡単でございますが、説明といたします。

議案の上程

○議長（西村真次君） 日程第七、議案第四十八号館山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
といたします。

（書記朗読）

議案第四十八号 館山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○庶務課長（小倉澄男君） 議案第四十八号について御説明申し上げます。

これは、館山市防災会議条例の一部改正でございますが、第三条の第六項中に防災会議の委員が三十一名定数が書かれておるのでありますが、そのうち市長が任命する委員十人及び十人ということがございます。最初の十人が市長部局の主管課長ということでございます。その次の十人が地方の關係公共機關の職員及び長を市長が任命することになつておりますが、たまたま本年の四月一日に市の部課設置条例が改正されました、水道課が新設されましたので、ここで十人を十一人、一名ふやしまして万全を期したいということでございます。よろしく願ひいたします。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第八、議案第四十九号館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第四十九号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 調査課長 (越路良夫君) 議案第四十九号について御説明申し上げます。

本案は市税条例の一部を改正する条例の制定でございますが、改正の第一点といたしましては、去る第六十三国会において国民的能率向上と國際的慣行にそつた表わし方を取り入れるために、利率等の表示の年利建て移行に関する法律

というものが制定公布されたのでございます。この法律によりまして、地方税法におきましても所要の改正が行なわれ年利建てに移行したのでございますが、これに伴いまして、市税中延滞金に関する諸規定を年利建てに移行しようとするものであります。

第二点といたしましては、軽自動車税の納税者中、身体障害者に関して今回自治省からその減免の範囲を広めて参りましたので、この減免につきまして改正をはかろうとするものであります。以上の二点がこの条例の改正内容となっておりますが、改正する各条文につきまして御説明申し上げます。

まず、第十九条の改正でございますが、これは改正部分だけの表わし方で御理解いただきにくいと思いますが、第十九条は納期限を超過した市税につきまして、延滞金を加算することを定めている規定であります。現行の納期限の翌日から納めた日までの百円につきまして一日四銭の割合を乗じて計算する日歩計算方式を年一四・六%に改める。また税中たばこ消費税につきましては、日歩二銭であります。これを年七・三%というように表示を改めるもので、利率につきましては、従前のものと同じであります。それぞれ条文の整備をはかろうというものであります。

次に、第二十条の改正であります。現行の二十条削除となつておりますものをこのように改めるものであります。内容は年利建てで計算するにあつての基礎日数を定めてあります。うるう年の場合、その日を含むとなつてもその基礎となる日数は平年と同様に三百六十五日を基礎にして日数を計算して年利率を計算して延滞金の額を算出することになります。年利建て移行に関する法律の同一の明文規定でございますが、市税条例におきましても同様に規定するわけでございます。

次にございます第四十三条第二項の改正、それから第四十八条第三項の改正、それから第五十条第二項及び第七十三条第二項の改正、それと第五十三条の十二第二項の改正はそれぞれ従来の日歩建てを年利建てに改めようとするもので

あります。

次の第九十条の二であります。第一項中、これは身体障害者に関する軽自動車税等につきまして、軽自動車税の減免規定を改めるものであります。減免の趣旨としますものは身体に障害があり、日常生活を営むにあたりまして歩くことが困難であるもの。またはそのものと生計が同一のものの使用する軽自動車等につきましては、それらの方々の日常生活にとりまして欠くことのできないものであるというものでありますので、税を減免することによりまして、その身体障害者の方が障害を克服し、健全なものと並んで社会生活を営むことができるよう、税制上の配慮を加えるものであります。現行の減免規定は下肢または体幹に障害を有し、歩行が著しく困難であるものが軽自動車等を所有し、かつみずからその車を運転する場合に限定されていたのでありますが、自治省から今回通達が流されまして、その趣旨にそいまして、障害の範囲を現行の下肢または体幹不自由の方に六種目加えるとともに、新たに減免対象として身体障害者が軽自動車等を所有し、もつばら身体障害者の通学あるいは病院等に通う場合に、または生業のためにその障害者と生計が同一のものが運転するものにつきましても、軽減できるようにしたい。なおまた、十八歳未満の障害者にありましては、そのものと生計同一のものが所有する軽自動車等をみずから運転または生計同一のものが運転しても減免の対象とするように改めるものであります。なお、この改正はこの条例附則第二条に規定されてありますが、昭和四十五年度分の軽自動車税から適用しようというものであります。

一番最後の第九十条の二第二項の改正でありますが、これは身体障害者にかかわる軽自動車税の減免規定の改正に伴うその申請手続について規定の整備をはかつて必要な事項を改めたいとするものであります。なお、減免申請にあつては昭和四十五年度分はすでに納期限を経過しておりますので、経過措置といたしまして、この条例附則第三条で減免該当者はこの条例施行の日から十日以内に申請すれば、その実情を確認の上減免規定を適用する方策を取ろうとするも

のであります。以上、市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

○ 議長 (西村真次君) 午前の会議はこれにて休憩いたします。午後は一時会議を開きます。

午前十一時二十分

休 憩

午後 一時 七分

再 開

○ 議長 (西村真次君) 午後出席議員数二十四名、休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 の 上 程

○ 議長 (西村真次君) 日程第九、議案第五十号利率等の年利建て移行に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第五十号 利率等の年利建て移行に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議 案 の 内 容 説 明

○ 庶務課長 (小倉澄男君) 議案第五十号につきまして御説明申し上げます。

これは、先ほど市税条例の改正で調査課長から御説明がございました中におきまして、日歩建ての計算方法を年利建てにするという件につきまして、現在館山市で制定されておりまする諸条例、館山市分担金条例並びに館山市民生資金貸し付け条例、次に館山市奨学資金貸し付け条例、次に館山市農業近代化資金利子補給条例、館山市漁業近代化資金利子補給条例、館山市路農振興事業利子補給条例の中に使用されておりまする日歩建てのものを年利建てに、さらに年二分というような表現を同一表現である年二%というような表現に法の改正に基づきまして改正いたしていきたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

議案の上程

○議長 (西村真次君) 日程第十、議案第五十一号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第五十一号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○保健課長 (網島憲治君) 議案第五十一号について御説明申し上げます。

今回、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提案するわけでございますが、このおもなものは、条例の字句の

整理をいたしまして、表現をわかりやすくすることが一つ。それから今回市民税並びに固定資産税が確定いたしましたので、本算定に伴いまして税率を改正することが一つ。それから軽減世帯の基礎控除額が今まで五万円であつたものを六万五千元に改める。この三つになるわけでございます。

逐条的に申し上げます。第三条及び第四条中「当該年度分として納付したまたは納付すべきを」「当該年度分の」に改めるということは三条に前条の所得割額は当該年度分として納付したまたは納付すべき市民税の所得割額云々ということが書いてございますが、これを前条の所得割額は当該年度分の市民税の所得割額、このように表現を改める。内容的にはかわりはないでございます。四条も固定資産税にかかわる分でございますまして、これも同じでございます。

それから、第三条中の所得割額の下に「退職所得にかかわる所得割を除く。第八条第五項において同じ。」ということを加えるということでございますが、所得割額はいわゆる退職所得を算定しないということでございます。これは本法においてすでに改正を見ておるわけでございますけれども、今回条例整理のためにこれを行なつたわけでございます。それから税率の改正につきましては、のちほど説明申し上げます。

第七条第二項中「前項」を第一項に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。これは第七条の一項にそれぞれ一期から六期までの納期限が制定されておるわけでございますが、その他のものにつきましては、市長は特別の事情がある場合において前項の納期によりがたいと認められるときは、前項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。こういうふうな表現をされておるわけでございますが、これを三項にいたしましたして、二項として「第八条の規定によつて課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。」ということは、賦課期日後に納税義務の発生したものについて納税通知書に記載のある納期までに納めるということを、その納税通知書によるということを定めるわけでございます。

それから、第八条第五項中「当該市民税として納付したまたは納付すべき第三条」云々というのは内容的にはよそから転入して参りました場合、館山市の市民税の所得割がないうけでございます。そのものについては、他の今まで任んでおつたところの市町民税の所得割の算定による。それをもつて市民税の所得割になおすということでございます。それからその課税方法が違つた場合には、館山市の市民税の所得割を算定する条例によつて課税をするというふうな内容のものでございます。

第十二条中「五万円」を「六万五千元」に改めるといふのは、第十二条にこれは二号該当の軽減額でございますが、具体的に申し上げますと、現在十三万円を越えるもので世帯主を除く一人について五万円を六万五千元に改めるといふことでございますが、十三万円プラス六万五千元の所得のあるもの、十九万五千元の人は二号の軽減世帯に該当いたします。その前年度分の十分の四均等割、平等割額を軽減する。それを五万円を六万五千元に改める。

それから、先ほどの税率のことでございますが、今回税率を改正する理由といたしまして、本年度受診率の向上が昨年度の推計に比しまして約三〇％、具体的に申し上げますと、四十四年度三九一で推計をいたしております。本年度四二四・五％という推計を立てているわけでございますが、これを金額にひきなおしますと約二千万程度の増になるわけでございます。それから本年二月より医療費平均八・七％、七月から九七四％の値上りになつたわけでございますがこれが金額にして約二千六百万、合わせまして四千七百万程度の増が見込まれるわけでございます。これを一世帯平均にひきなおしますと、昨年度に比しまして三六・九％、平均一万六千八百七十円という数字に相なるわけでございます。そういうふうな数字に相なるわけでございますが、本年度四十四年度におきまして、例年九五％の交付であつた療養給付費が九九・五％、約四・五％の増加の交付がございました。調整交付金につきましては、例年九〇％程度のもので、一〇〇・六％このよりの交付の交付率が上りまして、結果的にそのよりの財源をさらに加えまして、本年度四十四年度

の決算見込みにおきましては、約千二百万程度の繰り越しをするような結果に相なつております。これは九九・五%の交付率というのは、来年度四十五年度の予算におきまして過年度分として計上してございます七百万ですかの先取りというふうに御解釈願いたいと思ひます。それから事務費負担金でございますが、昭和四十四年度の決算におきまして、九百六十九万七千円の交付を見ているわけでございますが、本年度国の予算の推計が一人当たり五十円の増を、見ておりました。それらのことも勘案いたしまして、これも大体二百一十一万九千円程度事務費負担金において増加が見込めるのではないだろうか。

療養給付金の補助金でございますけれども、これは現年度分の予算として一億五千四百三十一万八千円でございますが、これを今申し上げました額にひきなおしますと、約一億六千八百万、差額にいたしましたして約千三百万程度は増額になるのではないだろうか。

調整交付金でございますけれども、四十四年度千七百三十二万七千円、それから軽減交付金が百八十五万七千円、両者を合わせまして千九百十八万四千円の交付を見ておりました、これを四十四年度三月にお願いたしました予算におきましては、千二百九十七万七千円という見込みを立てているわけでございます。この差額今年度四十四年度の千九百十八万四千円の一〇%増を見込みまして二千百十万二千円、差額八百十二万五千円。それらを勘案いたしまして、純然たる医療費の増だけによるものが約二千五百八十九万六千円あるわけでございますけれども、これを引きまして、その結果、現在のところ予想できる財源というのはその程度であろう。こういうふうな推定のもとに計算したわけでございます。その結果、一世帯一万四千八百二十八円、昨年に比べまして一八・二%の増、このような推定をたてているわけでございます。

お手もとに配付してございます資料のうち二ページ、四十五年度国民健康保険税課税状況というものを開きいただ

きたいと存じます。このよりの計算の結果、課税総額において一億三千五百四十四万六千円という数字が出るわけですが、これを課税の配分額にしたがひまして、所得割総額で百分の二十二、資産割総額百分の二十、均等割総額百分の四十一、平等割総額百分の十七このよりの配分をいたしますと、所得割総額で二千九百七十九万八千円、資産割総額で二千七百八万九千円、均等割総額で五千五百五十三万三千円、平等割総額二千三百二万六千円という数字に相なるわけでございます。

そこで、二番目のあん分の基準額でございますが、本年度の市民税の所得割総額、国民健康保険の被保険者の世帯で市民税の所得割を納めるものが二千六百三十九世帯、三千二百八万七千五百円という数字に相なるわけでございます。端数は省いてございます。固定資産税六千四百六十六万五千五百円、被保険者数二万六千八百八十一人、世帯が八千三百三十六このよりの数字に相なるわけでございます。課税配分額をあん分の基準市民税所得割総額、固定資産税総額で割りますと、所得割といまして、市民税の所得割を納める方が市民税の百分の九十三、資産割であるものが固定資産税の百分の四十二、均等割これは一人当たりでございますけれども、一人当たり二千六十六円、平等割一世帯当たり二千七百六十三円という数字に相なるわけでございます。なお、市民税の所得割の分につきまして、昨年度百分の百七を税率でお願いしてあるわけでございますが、これは市民税におきまして約八百五十四万九千円ほど所得が伸びております。その結果、こういうふうな算定方法といえますと百分の九十三ということになります。内容的には率は下がりましたけれども、所得の多い方は場合によつては国民保険も上るかもしれません。同じであれば下ることになります。それが改正する条例の三条中後半の「百分の百七」を「百分の九十三」に改める。四条中「百分の四十一」を「百分の四十二」に改める。五条中「千六百八十円」を「三千六十六円」に、五条の二に今まで見出しがございませんでしたのを「世帯別平等割額」という見出しをつけまして、「二千三百二十二円」を「二千七百六十

三円」に改める。このようなことにいたしましたわけであります。

それから、施行の期日は公布の日から、適用区分は四十五年度の国民健康保険税から適用する。四十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。このように相なります。以上でございます。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第十一、議案第五十二号簡易水道事業の給水区域の変更について、議案第五十三号館山市水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第五十二号 簡易水道事業の給水区域の変更について

議案第五十三号 館山市水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 水道課長 (大嶋重義君) 議案第五十二号から御説明申し上げます。

簡易水道事業の実施につきましては、あらかじめ県と打ち合わせの上で三月の議会におきまして、議決をいただいたわけでございますが、先般県知事への認可申請の手續の段階におきまして、県が厚生省と打ち合わせをいたしましたわけでございますが、坂田につきましては、距離的關係から西部簡易水道は洲の崎部落までの給水区域として、坂田はすぐ隣

の波左間まできている西岬簡易水道区域に編入すべきであるというような指示を受けましたので、この指示にしたがいまして、今回給水区域の一部変更をお願いする次第でございます。なお、坂田部落の取り扱いでございますが、認可申請の手続の面では西部簡易水道から一応除外いたしますけれども、これを西岬簡易水道の区域に編入して来年度この拡張工事として別途に行ないまして、実質的には坂田まで水を給水したいという考え方でございます。なおまた、地元の坂田部落につきましては、連絡して了解済みでございます。以上で議案第五十二号の説明を終わります。

続きまして、議案第五十三号について御説明申し上げます。本案は、ただいま議案第五十二号で御説明いたしましたとおり、坂田部落が西部の簡易水道区域から除外されますので、これを隣の西岬簡易水道区域に編入して給水をしようとするための条例の一部改正でございます。この条文でございますが、改正条項は第二条でございます。この中に西岬の簡易水道の項目があるわけでございます。そこに給水区域がうたつてあるわけですが、その中に大字坂田を加えるというわけでございます。したがって、西岬の簡易水道は香部落から見物を経由して坂田までの八部落になります。それから、附則でこの条例は知事の認可のあつた日から施行するといふわけでございますが、この知事の認可といふものは、坂田を西岬の簡易水道に編入するためには一応県知事への計画変更の認可が必要でございます。ですから、認可手続は昭和四十五年度末までに終つて、これが完了次第給水工事は昭和四十六年度から実施したい。こういう計画でございます。以上で説明を終わります。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第十二、議案第五十四号館山市署名登録条例の制定についてを議題といたします。

議案第五十四号 館山市署名登録条例の制定について

議案の内容説明

○ 市民課長 (佐野甲子郎君) 議案第五十四号につきまして御説明申し上げます。

この条例は住民の方々の権利を保護する一つの方法といたしまして、署名の登録並びに謄本の交付につきまして制定するものでございます。

第二条の署名の登録の資格でございますが、これは館山市に住所があつて住民基本台帳法または外国人登録法の規定に基づきまして、登録されてあるもので登録を希望する者でございます。

第三条の署名の登録の届出でございますが、届出ようとする者は、署名登録申請書に必要事項を必ず自分で書いていただきます、これに館山市の印鑑条例で定められておる届出した判を押していただくわけでございます。

次の四条は保証人の関係でございますが、申請書は、印鑑の登録してある者二名が自筆で連署していただいて、館山市の印鑑条例へ届けてある印鑑で保証していただくわけでございます。その場合市外の方が保障される場合は印鑑証明書が必要でございます。ただし、本市に登録されておる方は印鑑証明の必要はございません。

次の署名の登録でございますが、これは申請された申請書をそのまま収録いたしまして、署名登録簿にいたすわけでございます。

第六条の登録の更新でございますが、署名の登録の届出をされておる方は届出の日から五年を経過したとき、または

氏名がかわつた場合新たに届出していただくわけでございます。

次の七条の転居の届出でございますが、これは住民基本台帳法の二十三条の関係で市内で住所を移転された方、このような方は登録表の住所の変更の届出をしていただくわけでございます。

八条の署名登録簿からの除票でございますが、これは登録者が死亡されたとき、あるいは登録者の氏名がかわつたとき、それに館山市の区域外に転出した場合、このような事態が生じたときに登録署名簿から除票いたしまして、署名登録の除票簿のほうに収録するわけでございます。

次の登録廃止の届出でございますが、登録されている方で登録の必要性のなくなつた場合、廃止の届出をしていただく規定でございます。

次の署名登録の謄本の交付でございますが、必ずこれは申請者が手数料を納入して署名登録簿もしくは除かれたほうの除票簿にのせられている謄本の請求をすることができます。

第九条の閲覧の禁止でございますが、官公署で必要がある以外は閲覧を禁止するということでございます。

次に十一条の関係人に対する質問、これは署名の登録または謄本請求のあつた場合、職員がその信びよう性確保の意味で必要の範囲で質問することができます規定でございます。

十三条でございますが、この条例の施行に關しまして、申請書の様式あるいは謄本の請求、届出の方法等必要な事項は別に規則で定めることになっております。説明を終わります。よろしく。

○ 議長 (西村真次君) 日程第十三、議案第五十五号館山市交通遺児手当支給条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第五十五号 館山市交通遺児手当支給条例の制定について

議案の内容説明

○ 福祉事務所長 (斉藤武男君) 議案五十五号につきまして御説明申し上げます。

先ほど提案説明にもございましたとおり、最近交通事故がひんばんに増加してゐるわけでございますが、それに対していろいろな対策が講じられてゐるわけでございますが、今回さらにこの交通遺児に対しまして、手当を支給いたしまして、励まし、希望を与えて健全な育成をはかりたいというようなことで御提案申し上げた次第でございます。

二条の定義でございますが、交通遺児とは館山市に住所を有しまして、住民基本台帳法の住民票に記載されている小学校に入るまでの幼児と乳児で交通事故によりまして保護者が死亡し、または廃疾の状態のものを交通遺児といひます。二項の交通事故とは、道路交通法によりまして陸上交通の事故をさしてゐるわけでございまして、このほか踏切におきます電車または汽車と人の接触、衝突により生じた人身事故がございします。三項の廃疾でございしますが、身体障害者福祉法によりまして障害、これが一級から二級というものでございまして、肢体不自由で申し上げますと、この一、二級はからだの上肢の場合でございますが、上肢の機能が全然きかない。あるいは両上肢の手の関節以上が欠けるものというようになつてゐるわけであります。四項の保護者の定義でございますが、片親をなくし、その残された父

母の場合と、さらに両親をなくした場合その遺児を現に同居して扶養して監護をしている者を保護者と規定したものでございます。

三条の受給の資格でございますが、館山市に住所を有し、住民基本台帳法に基づく住民表に記載されている保護者にこれを支給することでございます。

四条の認定でございますが、これは申請主義を取つてゐるわけでございまして、保護者がこの手当を受けようとするときは市長に申請をしていただく。さらに二項で市長が申請があつたときはこれは審査し、これを認定する。この審査の関係でございますが、警察の交通事故証明あるいは医師の診断というものが必要なわけでございます。そのほかこれは事務的段階でございますけれども、所得の調査をするわけでございます。

五条の手当の額でございますが、遺児一人につきまして月額千円ということでございます。

六条の支給期間及び支給期月でございますが、申請した日の属する月の翌月から始めまして、手当を支給する事由が消滅した日の属する月で終るといふことでございます。二項の手当は九月と三月の月二回に分けて支給したいといふこととでございます。

七条の受給者の義務でございますが、手当の支給を受ける保護者は、第一条の目的にしたがい遺児の養育につとめなければならぬといふこととでございます。

第八条の受給資格の消滅でございますが、次の各号に該当するものは消滅といふこととございまして、一の対象の遺児が死亡した場合、二の遺児が館山から転出したような場合、三は遺児が正式な手続を経まして養子となつたような場合、四では父または母が再婚をしたような場合でございます。それから五では保護者が第二条第三号に規定しまする廃疾の状態から回復をしたとき、六では小学校に入つた時点といふこととございます。これは遺児手当は小学校に入るまで

の間といふことでございますので、六号にうたつたわけでございます。七、保護者でなくなつたとき、保護者がかわつたときといふよりなことでございます。

第九条の手当の取り消し、当該遺児の養育を著しく怠つてゐると認められたような場合、これは社会通念上手当を受けてゐるけれども、本当に見てないといふような状態が見られたときでございます。それからこの条例、またはこの条例に基づく規則に違反したような場合でございます。

第十条の支給の制限でございますが保護者の前年におきます所得が規則で定める額以上であるときは、その年の四月から翌年の三月まで支給しないといふことでございます。具体的に申し上げますと、給与所得の場合を申し上げますと、収入所得総額百五十万、月十万ちよつとでございますが、給与所得の控除を差し引きました百万円といふもの、所得金額でございますが、一応これを支給の所得制限としてあるわけでございます。

十一条の手当の返還でございますが、九条の規定によります保護者が手当を取り消された場合と、それからいつわりその他不正の手段によつて手当を受けた場合は、その者にすでに支給された手当の全部または一部を返還させることができるといふことでございます。

第十二条の未支払いの手当の關係でございますが、手当を受けてゐる保護者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当がまだその者に払つてなかつたものがあるときは、新たに当該遺児の保護者になつた方にその未払の手当を支払うといふものでございます。

十三条譲渡または担保の禁止でございます。

十四条委任でございます。なお、御参考に申し上げますが、館山警察署管内で年間の交通事故の発生件数でございますが、四十二年度におきましては三百八十件、四十二年一月から十二月まで三百八十。同じよ

りに四十三年におきまして四百十四件、四十四年度におきましては五百五十一件というように年々交通事故がふえておるわけでございます。四十四年の五百五十一件のうち、館山市民の方が三百六十七件ございます。さらに交通によります死亡事故でございますが、この三百六十七件のうち十四件死亡事故があるわけでございます。以上でございます。

議案の上程

○議長（西村真次君） 日程第十四、議案第五十六号館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

（書記朗読）

議案第五十六号 館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案の内容説明

○農産課長（石井 謙君） 本条例の制定につきまして御説明申し上げます。

この事業につきましては、小規模草地改良事業といたしまして、国の指定を受けまして昭和四十三年度より豊房地区の船ヶ作を中心といたしまして、部落の共有地である山林を借り受けまして、開墾造成をいたしまして育成牧場を開設しようとするものでありまして、そして乳牛の体質の向上をはかろうというふうなわけでございますが、これは当初計画におきましては、四十三年、四十四年、四十五年度に草地を六〇ヘクタールを造成する計画で進んでおつたわけでござ

ございますが、昨年国、県の助成等の変更によりまして、四十四年度に畜舎、看視舎あるいは給水事業、これに付帯するところの事業が昨年度の議会におきまして御承認いただきまして、繰り上げ施行を実施いたしましたわけでございますので牧場といたしましたことが利用できるよりなほこびになつたわけでございます。今回、この設置及び管理に関する条例の制定につきましては、八月に乳牛が預託できるような段階でございますのでお願いするわけでございます。

第一条で設置でございますが、酪農の発展と乳牛の体質の向上をはかるための施設として乳牛育成牧場を設置するとうわけでございます。

第二条につきましては、名称と位置を表わしたものでございます。第三条、これは牧場の定義でございます。

第四条、これは管理を總体的に表わしたものでございますが、牧場は常に良好な状態において管理して、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならぬというわけでございます。

第五条につきましては、預託者の資格でございますが、牧場に乳牛を預託できる者は、本市の区域内に住所を有する者で乳牛を飼つていなければならぬということでございます。

第六条におきましては、許可及び条件でございますが、預託資格を有する者が乳牛を預託しようとするときは市長の許可を受けて契約を締結するのだということでございます。この場合に、許可する場合に条件が三つあるわけでございます。一つはホルスタイン種の雌であるということ、それから生後第五月の月の末日というのは、生後六カ月を過ぎた牛であるというふうに御解釈いただきたいということでございます。それから八月の月の末日までのもので健康牛で発育良好なものとは獣医師が認められたものでございます。二番目といたしましては、農業災害補償法に規定する家畜共済に加入しているということでございます。三番目としましては、家畜伝染病予防法に規定する検査、注射、薬浴または投薬を受けているものというものでございます。家畜伝染病につきましては、定期的に義務づけられておりますのは、結核と

ブルセラ、このブルセラというのは伝染性流産というんだそうでございますが、こういうものを検査を受けておるといふことを義務づけてございます。

第七条育成期間を書いてあるわけでございますが、これは原則的には一年間ということでございますが、特別の事情がある場合につきましては、その期間を延長することができるということでございます。

第八条におきましては、許可の取り消しでございますが、この五項目にわたりました記載してありますような場合にについては許可の取り消しができるというわけでございます。

第九条は使用料でございますが、牧場に乳牛を預託した者は、一カ月六千五百円の範囲内において規則で定める使用料を納入しなければなりません。ただし、その期間が一カ月に満たないときは、その月の現日数を基礎として日割りで計算して算出した額によるといふことでございますが、これは最高六千五百円といふふうに考えておりました、実際一年間の使用料につきましては、六千円といふことで考えております。六千五百円というのは第七条に示してございます特別の事情があると認めたととき、そういうような期間の経過した乳牛を預託する場合におきまして、六千五百円の範囲内で使用料を徴収することができるというふうなことに考えたいと思ひます。

次に事故牛の補償でございますが、これは生きものを預かる関係上こういふことがあつてはまずいんですが、この内容を十条に表わしたものでございます。市の責に帰すべき事由によりまして乳牛が死亡または廃用になつた場合には五万円を限度として補償することができるという規定でございます。

第十一条につきましては、委任でございますが、この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めるといふことでございます。

それから、附則につきましては、これは八月一日を預託の日といふふうに考えておりますので、この条例は公布の日

から起算いたしましたして、三カ月を越えない範囲において規則で定める日といたしたわけでございます。二番目としまして、四十五年度に限りまして預託を受ける牛は六カ月から八カ月を六カ月から十カ月までのものというふうに読みかえる規定でございます。以上でございます。

議案の上程

○議長（西村真次君） 日程第十五、議案第五十七号昭和四十五年度館山市一般会計補正予算第二号、議案第五十八号昭和四十五年度館山市簡易水道事業特別会計補正予算第一号を一括議題といたします。

（書記朗読）

議案第五十七号 昭和四十五年度館山市一般会計補正予算（第二号）
議案第五十八号 昭和四十五年度館山市簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

議案の内容説明

○財政課長（長谷川広治君） 五十七号議案について御説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第二号でございますが、今回の補正といたしましては、第一条にお示しをいたしましたとおり、歳入歳出予算の関係の補正だけでございます。歳入歳出予算に今回それぞれ歳入歳出一千四万円を追加いたしました、歳入歳出総額をそれぞれ十七億二千九万五千円というふうにいたしたいという予定を立てております。なお、追加あ

るいは補正をいたします内容は、第一表これはページ数三ページから六ページでございますが、内容についてはページの事項別明細書によつて説明を申し上げますが、最初に八ページの歳出から御説明を申し上げます。

今回、議会費におきまして四百十一万八千円を追加をいたしてございますが、報酬におきまして二百八十四万、職員手当におきまして百二十七万八千円、それぞれ先ほど御説明を申し上げました条例案の内容に基づきまして、年度末までの所要財源をそれぞれ計上をいたしてございます。続いて所管課長から御説明を申し上げます。

○ 福祉事務所長 (斉藤武男君) 三款民生費につきまして御説明申し上げます。

今回お願いしてございますものは、一目の社会福祉総務費の關係でございます。先ほど条例でお願いしてございます交通遺児手当の交付金というようなことで十万円お願いいたしました。九千七百十三万九千円といたしたいというところでございます。この交通遺児關係の件数でございますが、この六月の当初幼稚園、保育園の關係を調査したわけでございますが、その結果六名のもが一応交通遺児ということになつておるわけでございます。一応この基礎となる資料というものが警察におきましても全然ございませんので、一応このほか概数を見込みまして、十名分ということで六月から来年の三月までの分をお願いしたわけでございます。

次の二項の児童福祉の総務費の關係でございますが、十五節の工事請負費の關係で今回館山地区の西の浜と館野地区の広瀬の青年館二館分を追加お願いしたいということで四百四十二万八千円の手算をお願いしたわけでございます。そういうような關係でございまして、八節の報償費青年館指導講師謝礼ということで六千円お願いしてあるわけでございますが、これは青年館をよくする座談会の指導講師の謝礼ということで一館三千円ずつ、二館分お願いしたわけでございます。十一節の需用費の八千円でございますが、同様この二館の開館式の際の二館分の茶菓代ということで四千円ずつ、八千円ということをお願いしたわけでございます。十二節の役務費の關係は建築確認手数料でございます。それか

ら十八節の備品購入費でございますが、これが二分の一ずつ県と市の補助を四十三年度からしてゐるわけでございます。すわり机、卓球台、黒板、図書、ストーブ、事務用の机、腰かけ、ポットというようなものでございます。以上でございます。

○ 農産課長 (石井 謀君) 九ページの農林水産業費の農業費につきまして御説明申し上げます。

この内容につきましては、先ほど御説明申し上げました育成牧場の設置及び管理に関する条例の中で牛の育成、管理費が大体の追加をお願いしようというものでございます。総額におきまして、百十六万六千円でございます。内容につきましては報酬の四万五千円、これは豊房育成牧場運営委員会の委員の報酬でございます。それから賃金の三十万でございますが、これは育成牧場の人夫賃としてございますが、これは牧夫を考へておるわけでございますが、年間三名で百日これは青草の処理とか、あるいは干し草の処理とかこういうものを扱う牧夫でございます。それから報酬費の二万円でございますが、四十四年度におきまして畜舎あるいは看視舎、給水施設せういような事業が完了いたしました。この竣工式を今年度実施いたしたいという考え方でこの報酬費二万円を予算化していただいたわけでございます。次の需用費の七十五万一千円でございますが、これは大体牛の飼料費でございますが、濃厚飼料の代でございます。大体平均いたしまして一カ月に二千五百五十二円かかるわけでございますので、それが三十頭分、八カ月の額でございます。そのほかに需用費としましては、先ほども申し上げました竣工式の食料費が七万四千百円、それからと医薬材料費でございますが三万八千円、これは常備薬というようにお考へいただけます。二十二の補償補てん及び賠償金五万円、これは一応一頭分を予算化したわけでございます。事故牛の補償でございます。以上でございます。

○ 土木課長 (飯田治男君) 一〇ページの八款土木費の補正について御説明申し上げます。

十三節の委託料の十六万の補正でございますが、国費並びに県費の補助で実施いたします舗装工事の舗装の厚さをき

めますのに、その道路の土質調査を委託するもので一カ所二万円、八カ所で十六万今回補正をお願いするわけでございます。

○ 教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 十款教育費について御説明申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算は富崎小の宿直室、用務員室に關しますものでございますが、この建物は大正九年に建築されました、土台、屋根とも相当いたんでおるものでございます。今年度これを改築すべく計画を持つておつたのでございますが、これを間違ひまして、修繕料のほりに組み入れてしまつておりましたので、これを工事請負費のほりに組みかえたいと存ずるものでございます。この面積は二四・七五平方メートルでありますけれども、工事費として六十七万五千円を一応予定したわけでございます。以上でございます。

○ 財政課長（長谷川広治君） 以上、簡単でございますが、歳出の御説明を終わらせていただきますが、歳出合計一十四万円でございます。

引き続きまして、歳入七ページでございますが、御説明を申し上げます。八款の使用料及び手数料、十款の県支出金、十二款の寄付金、十五款の諸収入の数字はそれぞれだいたいま歳出の面で御説明を申し上げます。特定財源あるいは関連をいたします歳入でございますので、それぞれ説明欄により御了承をたまわりたいと存じます。特定財源あるいは関連収入を差し引きますと、一般財源の使用分が五百五万三千円ということに相なりますが、年度発足後わずかな期間でございますので、いまだ歳入数字が流動的のもの多きときでございますので、とりあえず十四款の繰り越し金、現在五月三十一日を過ぎまして数字の検討をいたしてございますが、おおよそ予算計上額以上に繰り越し金が出るというふうに予想いたしておりますので、この中から五百五万三千円の不足財源を計上いたしまして、歳入も歳出と同じく一十四万円ということにいたしまして、歳入歳出差し引き残金なしという予算案でございます。以上で予算

関係の説明を終わります。

○ 水道課長 (大嶋重義君) 続きまして、議案第五十八号につきまして御説明申し上げます。

昭和四十五年度館山市簡易水道事業特別会計補正予算第一号でございます。今回歳入歳出予算の総額にそれぞれ五十三万一千円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ二十五万八千円としようとするものでございます。その内容につきましては、一番最後のページ歳出の面から御説明申し上げます。一款の事業費におきまして五十三万一千円の追加補正でございます。これは西岬の簡易水道の中に波左間の水源地があるわけでございますが、そこに井戸が一号井戸、二号井戸二本あるわけでございます。そのうちの一号井戸は水道が昭和三十四年にできた当時五馬力のポンプが入つておるわけでございますが、ちょうど十一年間今まで使つてきておりますが、相当古くなつてきております。特に先般東電の定期の電気の検査がございまして、その検査を受けた結果、配線関係に故障があるし、危険であるということで使用停止を受けておるわけでございます。こういうような状況でございますので、ポンプのほりも使用が無理である。このような状況でございますので、今回やはり同じ五馬力の新しい水中ポンプを備えつけてまして、夏の水の需要期をひかえましてこれに備えたいので五十三万一千円の追加でございます。

歳入でございますが、この財源といたしましては、前年度の繰り越し金がございますので、これをもつて充たいたしたい。こう思うものでございます。よろしく。

○ 議長 (西村真次君) 以上で全議案の説明を終わりました。

○ 議長 (西村真次君) 本日の会議はこれにて延会といたします。次会は六月十一日午前十時開会とし、その議事は本日に引き続き各議案の審議といたします。ごくりうさまでございました。

午後二時三十三分

延 会

○ 本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名員の指名
- 一、会期の決定
- 一、報告第三号及び報告第四号、議案第四十五号乃至議案第五十八号